**○国土交通省令第七十八号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項及び第百四条の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

装置型式指定規則の一部を改正する省令

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「第十号第三改訂版」を「第十号第四改訂版」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正前の装置型式指定規則（以下「旧規則」という。）第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える特定装置に係るものに限る。）は、平成二十八年十月二十七日までは、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

**第三条**　旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定（前条に規定するものを除く。）は、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。

**○環境省令第二十八号**

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第二十七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

環境大臣　細野　豪志

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

**第一条**　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改める。

（排水基準を定める省令等の一部改正）

**第三条**　排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則別表の亜鉛含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）の項中

| | |
|---|---|
| 「 | |
| 無機顔料製造業 | |
| 無機化学工業製品製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業（以下同じ。） | |
| 表面処理鋼材製造業 | |
| 非鉄金属一次製錬・精製業（ソーダ工業、無機顔料製造業及び塩製造業を除く。） | |
| 非鉄金属二次製錬・精製業（建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）、溶融めっき業を除く。） | |
| 溶融めっき業 | |

」

及び「、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業、表面処理鋼材製造業」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。ただし、第三条の規定は平成二十三年十二月十一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 告　示

**○総務省、文部科学省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号**

科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第九条第五項の規定に基づき、科学技術基本計画（平成二十三年八月十九日閣議決定）を次のとおり公表する。

平成二十三年十月二十八日

総務大臣　川端　達夫
外務大臣　玄葉光一郎
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志